

## ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/その他資産(商品) [設定日:2011年12月28日]

「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

- 1 実質的に金に投資します
- 2 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります
- 3 年1回決算を行います (必ず分配を行うものではありません。)

※米ドル建ての投資信託証券への投資を通じて、金の現物に投資するとともに、米ドル売り/円買いの為替ヘッジ取引を行うことで、米ドル建ての金価格の値動きを概ねとらえることを目指します。

(注)為替ヘッジコスト等により乖離が生じることが想定されます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、2016年7月29日に投資信託約款(以下「約款」といいます)を変更し、運用方針を従前の「①実質的に金に投資し、また②世界主要国の公社債には為替ヘッジをして投資し、利金等収益の確保を目指し、③毎月決算を行うもの」から、『①実質的に金に投資し、②原則として為替ヘッジを行い、③年1回決算を行うもの』に変更しました。したがって、以下に記載のファンドの運用実績のうち2016年7月29日以前の部分は、現状の運用方針に基づくものではないことにご留意ください。

## Info - ファンドの基本情報

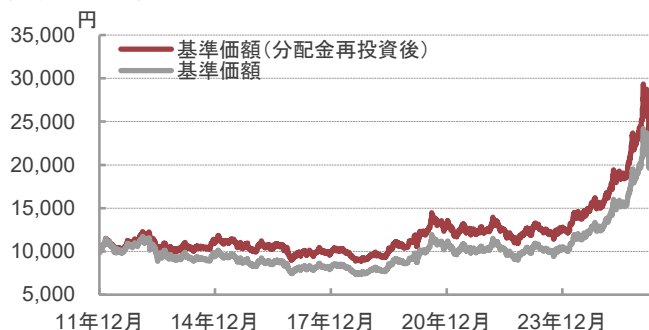
## ファンドの現況

|       | 26年03月末 | 26年04月末 | 前月末比  |
|-------|---------|---------|-------|
| 基準価額  | 20,149円 | 20,044円 | -105円 |
| 純資産総額 | 2363億円  | 2356億円  | -6億円  |

## ファンドの騰落率

| ()     |         |        |          |         |         | ( )は年率 |
|--------|---------|--------|----------|---------|---------|--------|
| 1か月    | 3か月     | 6か月    | 1年       | 3年      | 設定来     |        |
| -0.52% | -17.27% | 10.32% | 29.84%   | 89.06%  | 142.90% |        |
|        |         |        | (23.65%) | (6.38%) |         |        |

## 設定来の推移



## 分配金実績(1万口あたり、税引前)

| 決算期   | 23年07月18日 | 24年07月16日 | 25年07月15日 | 設定来累計  |
|-------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 分配金実績 | 0円        | 0円        | 0円        | 1,878円 |
| 基準価額  | 10,242円   | 11,883円   | 15,471円   | --     |

※基準価額は、各決算期末値(分配金落ち後)です。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、必ず分配を行うものではありません。

※上記約款変更で年1回決算に変更されております。

## 基準価額変動の内訳

|           | 26年02月  | 26年03月  | 26年04月  | 16年08月来  |
|-----------|---------|---------|---------|----------|
| 基準価額      | 23,101円 | 20,149円 | 20,044円 | 20,044円  |
| 変動額       | -1,126円 | -2,952円 | -105円   | +11,128円 |
| うち 金      | -1,052円 | -2,889円 | -32円    | +15,007円 |
| 為替ヘッジコスト等 | -65円    | -53円    | -64円    | -3,315円  |
| 分配金       | --      | --      | --      | 0円       |
| その他       | -9円     | -10円    | -9円     | -565円    |

※16年08月来は上記約款変更以降の基準価額変動の累積です。

## 2016年7月29日(上記約款変更)来の推移



※ファンドでは、指定投資信託証券として次の各投資信託証券を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。○ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド-フィジカル・ゴールド クラスI USD 受益証券(当資料において「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります) ○ピクテ-ショートターム・マネー・マーケットJPY クラスI 投資証券(当資料において「ショートタームMMF JPY」という場合があります) ○金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(当資料において「上場投資信託証券」という場合があります)

各項目の注意点 [ファンドの現況][設定来の推移][2016年7月29日(上記約款変更)来の推移]基準価額は信託報酬等控除後です。信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。純資産総額およびその前月末比は、億円未満を切り捨てて表示しています。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。[ファンドの騰落率]各月最終営業日ベース。ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資して計算しています。[基準価額変動の内訳]月次ベースおよび16年08月来の基準価額の変動要因です。基準価額は各月末値です。16年08月来の基準価額は基準日現在です。金に投資する投資信託証券の管理報酬等は金要因に含まれます。為替ヘッジコスト等には、ヘッジコストのほかヘッジ比率の変動による要因等が含まれます。その他には信託報酬等を含みます。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

◆当資料における実績は、税金控除前であり、実際の投資者利回りとは異なります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

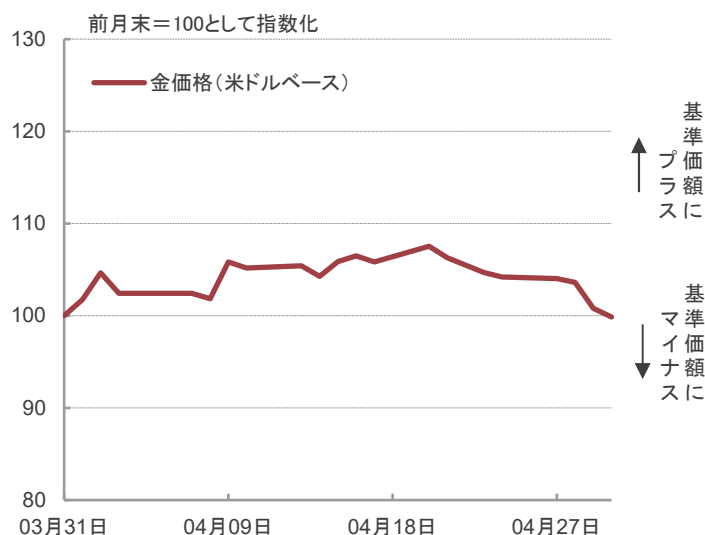
## Portfolio – ポートフォリオの状況

### 資産別構成比

| 資産名             | 構成比    |
|-----------------|--------|
| フィジカル・ゴールド・ファンド | 100.5% |
| ショートタームMMF JPY  | 0.0%   |
| コール・ローン等、その他    | -0.5%  |
| 合計              | 100.0% |

※コール・ローン等、その他には、為替ヘッジの評価損益等が含まれるため、評価損が大きい場合マイナスになることがあります。

### 金価格の月間推移



※ 金価格(米ドルベース)は、LBMA Gold Price PM USD。

### 4月の金市場

金価格(米ドルベース)は前月末比でほぼ横ばいとなりました。

金価格は前月末比でほぼ横ばいとなりました。月初には、米国とイランが一時的な停戦で合意し、原油価格が下落したほか、米国金利が低下したことなどから、金価格は上昇しました。中旬には米国の消費者物価指数(CPI)などの物価指標が高い伸び率を示したものの、市場予想を下回ったことに加えて、和平交渉の進捗に対する期待などから金価格は底堅く推移しました。しかし、下旬には米国とイランの和平交渉が難航し、両国が強硬な姿勢を示したことを受けて中東情勢の悪化に対する警戒感が強まり、原油価格や米国金利が上昇したことから、金価格は下落しました。

### 今後のポイント

中東での紛争の長期化に伴う世界的なインフレや世界経済への影響に対する懸念が強まる中では、不確実性やインフレヘッジに対する手段としての金への需要が価格を下支えすることが想定されます。

中東での紛争の長期化により、エネルギー価格の高止まりが懸念され、生産コストや物流コストの上昇などを通じて世界的にインフレが加速するとの懸念が強まっています。こうした中、主要国の金融政策が引き締め方向に転じるとの観測から金利が上昇し、金価格を下押しする要因となりました。しかし、世界経済の先行き不透明感や地政学的リスクの高まりなどを背景として、不確実性やインフレに対するヘッジ手段としての金への需要は継続し、金価格を下支えする要因になると考えられます。中東での紛争の見通しについては依然として不透明であり、金価格の変動が一段と大きくなる可能性があります。「価値の貯蔵手段」として中長期的には金が選好されるとの見方には変わりはありません。

(※将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

◆資産別構成比の投資信託証券は指定投資信託証券のうち基準日現在で投資しているものです。構成比は四捨五入して表示しているため、それをを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。

◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。

当資料の図表で使用したデータの出所は次の通りです。

○LBMA Gold Price PM USD: ブルームバーグ

## 投資リスク

### [基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

|           |  |
|-----------|--|
| 金の価格変動リスク | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。</li> <li>●金の価格は、金の需給の変化や為替レート・金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。</li> </ul> |
| 為替に関する留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。</li> </ul>                              |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### [その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの特色

〈詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください〉

- 実質的に金に投資します
- 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります
- 年1回決算を行います

- 毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - －収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
  - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託証券を主要投資対象とします(当資料作成基準日現在)。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

- ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド・フィジカル・ゴールド クラス I USD 受益証券(当資料において「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります)
- ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット JPY クラス I 投資証券(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)
- 金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(当資料において「上場投資信託証券」という場合があります)

※投資信託証券への投資を通じて、金の現物に投資し、米ドル建ての金価格の値動きを概ねとらえることを目指します。

(注)為替ヘッジコスト等により乖離が生じることが想定されます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 手続・手数料等

### [お申込みメモ]

|             |  |
|-------------|--|
| 購入単位        | 販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。   |
| 購入価額        | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)  |
| 換金価額        | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。   |
| 換金代金        | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。  |
| 購入・換金の申込不可日 | スイスもしくはロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日においては、購入・換金のお申込みはできません。   |
| 換金制限        | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。   |
| 信託期間        | 2011年12月28日(当初設定日)から無期限とします。   |
| 繰上償還        | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。   |
| 決算日         | 毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。  |
| 収益分配        | 年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 |

### [ファンドの費用]

| 投資者が直接的に負担する費用      |   |                 |                   |                 |                  |        |         |
|---------------------|---|-----------------|-------------------|-----------------|------------------|--------|---------|
| 購入時手数料              | 2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)  |                 |                   |                 |                  |        |         |
| 信託財産留保額             | ありません。  |                 |                   |                 |                  |        |         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |   |                 |                   |                 |                  |        |         |
| 運用管理費用(信託報酬)        | 毎日、信託財産の純資産総額に年0.539%(税抜0.49%)の率を乗じて得た額とします。<br>運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。<br><b>【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】</b>  |                 |                   |                 |                  |        |         |
|                     | <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.15%</td> <td>年率0.3%</td> <td>年率0.04%</td> </tr> </tbody> </table>   | 委託会社            | 販売会社              | 受託会社            | 年率0.15%          | 年率0.3% | 年率0.04% |
| 委託会社                | 販売会社  | 受託会社            |                   |                 |                  |        |         |
| 年率0.15%             | 年率0.3%  | 年率0.04%         |                   |                 |                  |        |         |
| 投資対象とする投資信託証券       | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>フィジカル・ゴールド・ファンド</td> <td>純資産総額の年率0.25%(上限)</td> </tr> <tr> <td>ショートターム MMF JPY</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> ※上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。  | フィジカル・ゴールド・ファンド | 純資産総額の年率0.25%(上限) | ショートターム MMF JPY | 純資産総額の年率0.3%(上限) |        |         |
| フィジカル・ゴールド・ファンド     | 純資産総額の年率0.25%(上限)   |                 |                   |                 |                  |        |         |
| ショートターム MMF JPY     | 純資産総額の年率0.3%(上限)  |                 |                   |                 |                  |        |         |
| 実質的な負担              | 最大年率 <b>0.789%</b> (税抜0.74%)程度<br>(注)組入上場投資信託証券により変動する場合がありますが上記最大年率を超えないものとします。2026年1月末日現在の組入状況および投資先ファンドにおいて適用されている報酬率に基づいた試算値は、年率0.76%(税込)程度です。(この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)   |                 |                   |                 |                  |        |         |
| その他の費用・手数料          | 毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 <b>0.055%</b> (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。また、フィジカル・ゴールド・ファンドについては、申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金・監督当局に対する年次費用、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。 |                 |                   |                 |                  |        |         |

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目            | 税金  |
|-------------------|---------------|---|
| 分配時               | 所得税<br>および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して <b>20.315%</b>                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税<br>および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>20.315%</b> |

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社 ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

加入協会:一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

〈再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社〉

販売会社 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)

【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】

<https://www.pictet.co.jp>



## 販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

| 商号等                                     | 加入協会     |                  |                 |                    |   |   |
|---|----------|------------------|-----------------|--------------------|---|---|
|   | 日本証券業協会  | 一般社団法人資産運用業協会    | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |   |   |
| アイザワ証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○               | ○                  |   | ○ |
| あかつき証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ○               | ○                  |   |   |
| 岩井コスモ証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号   | ○               | ○                  | ○ |   |
| SMBC日興証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券(注1)                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| FFG証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第5号   | ○               |                    |   | ○ |
| OKB証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第191号  | ○               |                    |   |   |
| 岡三証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号   | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| 岡三にいがた証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第169号  | ○               |                    |   |   |
| 九州FG証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 九州財務局長(金商)第18号   | ○               |                    |   |   |
| 京銀証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第392号  | ○               |                    |   |   |
| 極東証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第65号   | ○               |                    |   | ○ |
| きらぼしライフデザイン証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3198号 | ○               |                    |   |   |
| ぐんぎん証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2938号 | ○               |                    |   |   |
| 四国アライアンス証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号   | ○               |                    |   |   |
| 十六TT証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号  | ○               |                    |   |   |
| 第四北越証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第128号  | ○               |                    |   |   |
| 大和証券株式会社(注2)                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| 東海東京証券株式会社(注3)                          | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| 東洋証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号  | ○               |                    |   | ○ |
| とちぎんTT証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第32号   | ○               |                    |   |   |
| 野村証券株式会社(注4)                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号  | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| 浜銀TT証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | ○               |                    |   |   |
| ひろぎん証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | ○               |                    |   |   |
| ほくほくTT証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号   | ○               |                    |   |   |
| 松井証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○               |                    | ○ |   |
| マネックス証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| みずほ証券株式会社(注5)                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第94号   | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(注6)               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| 水戸証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第181号  | ○               | ○                  |   |   |
| 楽天証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○               | ○                  | ○ | ○ |
| ワイエム証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号    | ○               |                    |   |   |
| 株式会社あおぞら銀行                              | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第8号    | ○               |                    | ○ |   |
| 株式会社青森みちのく銀行                            | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第1号    | ○               |                    |   |   |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○               |                    |   |   |
| 株式会社伊予銀行                                | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第2号    | ○               |                    | ○ |   |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○               |                    | ○ |   |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○               |                    | ○ |   |
| 株式会社大垣共立銀行                              | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第3号    | ○               |                    | ○ |   |
| 株式会社沖繩銀行                                | 登録金融機関   | 沖繩総合事務局長(登金)第1号  | ○               |                    |   |   |
| 株式会社香川銀行                                | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第7号    | ○               |                    |   |   |
| 株式会社鹿児島銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>九州FG証券株式会社) | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第2号    | ○               |                    |   |   |
| 株式会社北九州銀行                               | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第117号 | ○               |                    | ○ |   |
| 株式会社京都銀行                                | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第10号   | ○               |                    | ○ |   |

## 販売会社一覧(つづき)

| 商号等   | 加入協会   |                 |         |                   |                         |                            |
|---|--------|-----------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
|   | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 株式会社京都銀行<br>(委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)                           | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社きらぼし銀行  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第53号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社きらぼし銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>きらぼしライフデザイン証券株式会社)             | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第53号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社熊本銀行  | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第6号   | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社群馬銀行  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第46号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社佐賀銀行  | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第1号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社滋賀銀行  | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社十八親和銀行  | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号  | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社常陽銀行  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社第四北越銀行  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第47号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社千葉銀行  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第39号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社筑波銀行  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第44号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社西日本シティ銀行  | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社肥後銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>九州FG証券株式会社)                      | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第3号   | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社百十四銀行   | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第5号   | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社広島銀行  | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第5号   | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社福岡銀行  | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第7号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| PayPay銀行株式会社  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号 | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社北陸銀行  | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第3号   | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社北海道銀行   | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第1号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社みずほ銀行   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第6号   | ○       |                   | ○                       | ○                          |
| 株式会社三井住友銀行  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第54号  | ○       |                   | ○                       | ○                          |
| 株式会社三菱UFJ銀行   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号   | ○       |                   | ○                       | ○                          |
| 株式会社三菱UFJ銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)        | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号   | ○       |                   | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第33号  | ○       | ○                 | ○                       |                            |
| 株式会社もみじ銀行   | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第12号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社山形銀行  | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第12号  | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社山口銀行  | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第6号   | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社UI銀行<br>(委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン<br>証券株式会社)(オンラインサービス専用) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第673号 | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社ゆうちょ銀行  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第611号 | ○       |                   |                         |                            |

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注3) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注4) 野村證券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注5) みずほ証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

## 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が販売を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等を必ずご確認のうえ、最終的な投資判断はご自身で行ってください。●投資信託は値動きのある有価証券等に投資するため、基準価額は変動します。外貨建資産の場合は為替変動リスクもあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性、特定の目的への適合性を保証するものではありません。記載内容は作成日現在のものであり、予告なく変更される場合があります。また、過去の実績は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●投資信託は預金等ではないため、元本および利回りの保証はなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料の内容は、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を目的としたものではありません。●当資料に掲載されている内容に関する著作権その他の知的財産権は、原則として、当社、ピクテ・グループまたは正当な権利者に帰属します。無断での複製、転載、改変、翻訳、配布等は禁止されています。マーケット・データのご利用に関する詳細は、当社ウェブサイト「会社情報」の「運用方針等」内の「マーケット・データ利用規約」をご参照ください。